# 九州こども囲碁普及会 規約

## 第1条(名 称)

本会は、九州こども囲碁普及会(以下「本会」という。)と称する。

# 第2条(目 的)

- 1 九州・沖縄のこどもに対する囲碁普及活動を円滑にするために本会を組織し、指導方法等の情報 交換を行う。
- 2 本会は、全国こども囲碁普及会と連携し活動を行う。

## 第3条 (会員構成・事務所)

- 1 本会は九州・沖縄のこども囲碁普及関係者等で構成する。
- 2 本会の事務所は、事務局長宅とする。

# 第4条 (活動・事業の種類)

本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 囲碁文化の継承と囲碁を通じた青少年の健全育成及び社会福祉貢献
- (2) 九州・沖縄こども囲碁県別団体交流戦開催
- (3) 九州·沖縄小·中学校囲碁団体戦開催
- (4) 九州・沖縄こども囲碁教室等団体戦開催

# 第5条(会員)

本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、本会の事業に賛同するために入会したものとする。

# 第6条(入 会)

会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

# 第7条 (会費)

会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正 会 員 個人 5,000円
  - 団体 20,000円
- (2) 賛助会員 1口 20,000円

#### 第8条(退 会)

- 1 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。
- 2 会員が、次の各号の何れかに該当するときは、退会したものとみなす。
  - (1) 本人が死亡したとき
  - (2) 会費を3年以上納入しないとき。

# 第9条(役員組織)

- 1 本会に次の役員を置く。
  - (1) 会 長
  - (2) 副会長
  - (3) 理 事 8名
  - (4) 監事 2名
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 監事は、会員から選び、他の役員との兼任はできない。

#### 第10条(任期等)

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければな らない。

# 第11条(職務)

- 1 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会の業務及び財産の状況を監査する。

## 第12条(解任)

心身の故障により、職務の遂行に堪えられないと認められるときは、役員会の議決により、これ を解任することができる。

#### 第13条(総会)

- 1 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要あるときは 臨時に開催できるものとする。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 会則の変更
  - (2) 解散
  - (3) 事業の変更
  - (4) 事業報告及び収支決算
  - (5) 役員の選任又は解任
  - (6) その他会の運営に関する重要事項
- 3 総会は、正会員の過半数の出席(委任状含む)がなければ、開会することができない。

# 第14条 (議事録)

総会の議事については、議事録を作成する。

# 第15条(役員会)

- 1 役員会は会長、副会長、理事を持って構成する。
- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行 に関し、議決する。

#### 第16条(事業報告書および決算)

会長は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

#### 第17条(事業年度)

本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## 第18条(細 則)

本会運営並びに囲碁文化普及活動に必要な細則は別に定める。

# 第19条(補 則)

本規約に定めのない事態等が生じた場合、会長、副会長及び監事が協議の上がこれを解決する。

# 第20条(改定)

この規約の改定は、総会において、出席者の3分の2以上(委任状含む)の承認が必要とする。

- 附 則 1 この規約は、令和6年7月15日から施行する。
  - 2 本会結成会議時に決定した第9条(役員組織)は、令和6年2月29日開催 の「日本棋院令和5年度九州ブロック支部代表者懇談会」に出席した者を中心 に選出した。
  - 3 令和6年度事業は7月15日に始まり、翌年3月31日までとする。